

令和5年12月8日 開会

令和5年12月20日 閉会

(定例第6回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第157号

令和5年第6回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年11月21日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和5年12月8日
 2. 場 所 南部町議会議場
-

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君	加 藤 学君
荊 尾 芳 之君	滝 山 克 己君
米 澤 睦 雄君	長 束 博 信君
白 川 立 真君	三 鴨 義 文君
仲 田 司 朗君	板 井 隆君
細 田 元 教君	亀 尾 共 三君
真 壁 容 子君	景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和5年 第6回(定例)南部町議会会議録(第1日)

令和5年12月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年12月8日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第63号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第64号 南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第66号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第67号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 南部町印鑑条例の一部改正について
- 日程第11 議案第69号 南部町介護研修施設条例の一部改正について
- 日程第12 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について(青年の家)
- 日程第13 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について(上長田会館)
- 日程第14 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町介護予防拠点施設)
- 日程第15 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町高齢者自立訓練センター)
- 日程第16 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町農産物直売所)
- 日程第17 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町東西町スポーツ広場)
- 日程第18 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町総合福祉センターいこい荘)
- 日程第19 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町民野球場・南部町民運動場)
- 日程第20 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町営西伯カントリーパ

ーク)

- 日程第21 議案第79号 令和5年度南部町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第22 議案第80号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第81号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第82号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第83号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第26 議案第84号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第27 議案第85号 令和5年度南部町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第86号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)
- 日程第29 議案第87号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算(第1号)

(追加議案)

- 日程第30 発議案第21号 ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての行動を日本政府に求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第63号 南部町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第64号 南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第65号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第66号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第67号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第10 議案第68号 南部町印鑑条例の一部改正について
- 日程第11 議案第69号 南部町介護研修施設条例の一部改正について
- 日程第12 議案第70号 公の施設の指定管理者の指定について(青年の家)
- 日程第13 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について(上長田会館)
- 日程第14 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町介護予防拠点施設)
- 日程第15 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について(南部町高齢者自立訓練セン

ター)

- 日程第16 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農産物直売所）
- 日程第17 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町東西町スポーツ広場）
- 日程第18 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターいこい荘）
- 日程第19 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民野球場・南部町民運動場）
- 日程第20 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町営西伯カントリーパーク）
- 日程第21 議案第79号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第22 議案第80号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第81号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第82号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第83号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第84号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第85号 令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第86号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第87号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）

(追加議案)

- 日程第30 発議案第21号 ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての行動を日本政府に求める意見書

出席議員（14名）

1番 埒田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三嶋義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 田 子 勝 利君 書記 杉 谷 元 宏君
書記 荊 尾 雅 之君
書記 藤 下 夢 未君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶 山 清 孝君 副町長 土 江 一 史君
教育長 福 田 範 史君 総務課長 大 塚 壮君
総務課課長補佐 石 谷 麻衣子君 企画政策課長 田 村 誠君
デジタル推進課長 美 甘 哲 也君 防災監 田 中 光 弘君
税務課長 三 輪 祐 子君 町民生活課長 渡 邊 悦 朗君
教育次長 岩 田 典 弘君 総務・学校教育課長 水 嶋 志都子君
人権・社会教育課長 二 宮 伸 司君 病院事務部長 山 口 俊 司君
健康福祉課長 前 田 かおり君 福祉事務所長 泉 潤 哉君
建設課長 岡 田 光 政君 産業課長 藤 原 宰君
監査委員 仲 田 和 男君

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和5年12月定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

師走を迎え、日に日に寒さが増し、冬の気配が迫ってまいりました。気温が下がり、空気も乾燥する中、インフルエンザの流行が猛威を振るっています。例年よりも早く流行が始まる中、複数の感染症が蔓延する異例の冬となるようです。町民の皆様も、くれぐれも体調管理、健康管理に留意され、御自愛なさいますことを御祈念申し上げますとところであります。

議員各位におかれましては、町民皆様の負託に応えるべく、精力的に活動いただいておりますこと、お礼申し上げます。

議会では議案書等の議会関係資料について、ペーパーレス化の取組を進めてまいりました。今

年10月には、会議運営機能と文書管理機能を備えた文書共有システムを導入し、今期12月定例会は試行期間の最初の会期となります。今後は、完全実施を来年度中をめどとして進める予定としております。

なお、会議規則第103条の携帯品の規定では、写真機や録音機の類いを着用したり携帯してはならないことになっていますが、新たに情報通信機器使用要領等を制定し、この文書共有システムを使用するための機器を議場へ携帯できることとしております。

さて、本定例会におきましては、指定管理者の指定、補正予算等の議案を御審議いただくことになっております。

後ほど町長から提出議案の内容につき説明がございますが、提出されております諸議案に対し慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することをお願いするものであります。

議員各位におかれましては、町民の皆様の負託に応えられますようさらなる御精励をお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 議員各位におかれましては、令和5年第6回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席をいただき開催できますことに対し、心から御礼を申し上げます。

さて、来る12月15日には「全国コミュニティ・スクール研究大会 by 鳥取県南部町」が、全国コミュニティ・スクール連絡協議会をはじめ、文部科学省、鳥取県教育委員会、南部町教育委員会の主催で、米子コンベンションセンターをメイン会場に開催されます。上野通子内閣総理大臣補佐官を来賓をお招きし、東西町地域振興協議会などを視察いただく予定にもなっております。

また、キナルなんぶでも分科会が行われ、高校生サークルと新☆青年団がワークショップを開催いたします。全国からの来場とリモート参加を合わせますと約1,400名の参加が予定されています。メインテーマに「コミュニティ・スクールその先へ」、サブテーマは「～今こそ魅せる大人の本気～」と題し、全国の実践研究から学び、考え、意見を交わすことで、子供たちの健やかな成長と幸せを願う全ての大人が当事者として、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを目指した研究大会、フォーラムになるよう準備を進めているところでございます。

9月議会以降の火災等、災害報告をいたします。10月7日、阿賀で草火災が発生し、山尾副団長以下、消防ポンプ車3台、13名が出動し、消火に当たりました。幸い建物の被害はござい

ませんでした。11月11日、落合で建物火災が発生し、母屋200平方メートル、離れ90平方メートルを全焼いたしました。幸いにもけが人はありませんでしたが、全焼という残念な結果になりました。消防ポンプ車7台、小林団長以下52名が出動し、消火活動に当たりました。

11月28日に発生した行方不明者捜索では、28日、29日の2日間、小林団長以下28名の団員で、5班態勢で捜索に当たりました。幸い30日に米子市日下地内で保護を行うことができました。この間、御協力いただいた消防団をはじめ、地域集落の皆様に心から感謝を申し上げます。

これからの季節、暖房をはじめ、火を扱うことが多くなります。町民の皆様に、火の取扱いには十分注意いただきますとともに、ヒートショックなど夜間の風呂場やトイレの急激な温度変化による事故も増加いたしますので、御注意いただきますようお願いをいたします。

次に、人口動態について御報告いたします。11月22日に、鳥取県が令和5年度上半期における鳥取県の移住者数を発表いたしました。それによると、南部町は上半期30家族46人の移住があり、前年同期比で家族数で6家族でしたが、人数ではプラス1名となりました。この結果は15町村中2位で、トップは琴浦町でございました。南部町の子育て施策や空き家施策が評価いただいた結果だと考えております。今後さらに移住先として選ばれる南部町を目指してまいりたいと考えています。

9月1日から11月末までの間に出生された方は10人、お亡くなりになられた方は23人でした。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生された子供たちの健やかな成長をお祈りいたします。11月末現在の人口は1万289人でした。高齢化率は38.56%、11月末現在の今年度の出生者は30人でした。前年同期と比較しますと、前年人口は1万370人ですので、81人の減、前年高齢化率は38.33%でしたので、0.23%の増加、出生数は31人でしたので、1名の減ということになります。

次に、おわびと訂正をいたします。広報なんぶ9月号6ページに掲載いたしました新しい保育園の園舎建設予定地のお知らせについて、既に町議会の承認を得て建設地が決定したと誤解を招く表現がありました。正しくは、執行部として最終候補地を選定し、町民の皆様にお示したものでございます。今月発行の広報12月号でおわびと訂正をいたしたところでございます。改めて本議場を通じて、議会をはじめ、町民の皆様におわびをし、訂正をいたしたいと思っております。

結びに、本定例会におきましては、令和5年度一般会計など補正予算、条例関係、公の施設の指定管理者の指定など25議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要不可欠なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜り

ますようお願いを申し上げ、開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

午後 1 時 0 0 分開会

- 議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 5 年第 6 回南部町議会定例会を開会いたします。
- 直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。
- 5 番、米澤睦雄君、6 番、長束博信君。

日程第 2 会期の決定

- 議長（景山 浩君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
- お諮りいたします。今期定例会の会期は、13 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13 日間と決定いたしました。

日程第 3 議事日程の宣告

- 議長（景山 浩君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。
- 本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 4 諸般の報告

- 議長（景山 浩君） 日程第 4、諸般の報告を行います。
- 初めに、議長から報告いたします。
- まず、鳥取県町村議会議長会役員会行政調査の報告をいたします。
- 去る 10 月 30 日と 31 日に、調査先を神奈川県開成町及び大磯町として、県町村議会議長会役員会行政調査が実施されました。
- 調査目的は両町とも、議会改革と議会活性化への取組に関する調査でありました。

まず、開成町についてであります。人口1万8,700人余りで、議員定数12人、議員報酬は26万円となっております。日曜議会の開催や議会のインターネット配信を行っており、日曜議会では90人の傍聴があり、傍聴席が満員になることもあるとのことでした。議員定数や報酬などの議論は現在行っていないが、幼稚園や小学校の授業に議場を活用してもらい、幼少期から議会に慣れ、関心を持っていただけるよう取り組んでいるとのことでした。

そして、特色ある取組として、議員用のタブレットを活用して議員自らが撮影・編集をした動画を議会活動報告や委員会報告などとしてユーチューブに配信していただけることと、なかなか読んでもらえない議会だよりを製本されたものではなく、1枚物のタブロイド判で発行していることで、どちらも大変好評であるとのことでした。

次に、大磯町ですが、人口3万1,000人余り、議員定数14人、議員報酬は31万5,000円でありました。当議会では通年議会を採用しており、4回の定例会と3回の臨時会で94日間、そのほか委員会活動にも積極的に取り組まれております。特に議会活動の活性化策として、議員研修及び政策研究を充実させておられ、委員会及び勉強会、協議会等、各委員会でテーマを決め、総務建設常任委員会で15回、福祉文教常任委員会で11回、議会運営委員会で24回、全員協議会を21回、議会だより編集委員会を20回、その他特別委員会や議会報告会なども活発に行われていました。その成果として議員提案の再生エネルギー条例制定も実現されています。

本会議や委員会の質疑方法の改革では、質疑の回数制限から1回10分という時間制に改正し、議員にとってはより質疑しやすく、町民からすればよりやり取りが分かりやすくなるという成果を上げているとのことでした。

また、当町は20年前から議員の男女比率が50対50の同数が維持されていますが、これについての理由は定かではないものの、当地に多数存在する政財界人の邸宅や別荘の再開発問題が起きたときに反対運動が起き、それに女性が積極的に参加したことも一因ではないかとのこと、その結果として性別や期数に関係なく自由に意見が言い合える風土が形成できているとのことでした。

次に、鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会の報告をいたします。

11月20日、米子市役所淀江支所において、鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会が開催されました。

当日は、火災予防条例の一部改正、令和5年度一般会計補正予算、令和4年度一般会計決算認定の3議案が上程されました。

まず、火災予防条例の改正案では、主に普及が進む蓄電池設備の設置に関する規定をより詳細

に定める改正でありました。

次に、令和5年度の一般会計補正予算は、電子決裁システム構築業務委託に係る370万円余りの債務負担行為の補正で、両議案とも全会一致で可決されました。

令和4年度一般会計決算の認定は、決算審査特別委員会に付託しての継続審査とし、閉会をいたしました。

続いて、町村議会議長全国大会の報告をいたします。

去る11月29日、東京のNHKホールにおいて、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実、少子化対策及び子育て政策の推進などのスローガンを掲げ、第67回町村議会議長全国大会が開催されました。

会長、来賓の挨拶の後、自主財源が乏しい中で、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災事業に取り組むほか、持続可能な地域社会確立のためには、少子化対策及び子ども・子育て政策、デジタル社会・脱炭素社会の推進などにも取り組む必要があり、全国議長会として一致結束して行動していくことを宣言しました。

また、町村議会に多様な人材が参画できる環境整備として、低額な議員報酬の改善、休暇・休職・復職制度の整備、厚生年金への地方議会議員の加入、主権者教育の推進、政治分野の男女共同参画の推進、議会のデジタル化への支援、意見書の積極的活用、地方議会議員に係る選挙制度の改正を重点要望とするなど、合計41件の決議を行いました。

閉会後には併せて研修会が行われ、フリーキャスターで事業創造大学院大学客院教授の伊藤聡子氏から、昨今、国会から地方議会にまで及んでいるハラスメント問題についての講演があり、全日程を終了いたしました。

議長からの報告は以上で終わります。

続いて、議員からの報告を受けます。

まず、地方行政調査特別委員会、白川委員長より報告をお願いします。

地方行政調査特別委員会、白川委員長。

○地方行政調査特別委員会委員長（白川 立真君） 報告します。

11月8日から10日までの3日間、徳島県は上勝町、高知県は佐川町、そして11月21日には岡山県奈義町へ行政調査へ行ってまいりました。

まず、上勝町です。有償ボランティアによる公共交通というテーマですが、過疎化の進む中、平成14年、町内タクシーが休業、さらに平成16年、徳島バス上勝路線が廃止されたと伺いました。現在、一般社団法人ひだまりが中心となり、利用会員と登録運転者をつないでおられます。

平成18年からスタートした事業であり、利用会員数、登録運転者数、延べ利用人数ともに増加の傾向であるとのこと。高齢化の波が押し寄せる中で住民同士の助け合いがそこにありました。

続いて、ごみのゼロ・ウェイストを目指す取組として、かつてこの町では野焼きが主流であったと伺いました。しかし、ダイオキシンなど環境問題が社会問題となる中で、高額な経費をかけてごみを他県まで運ぶのか、それとも高額な経費をかけて大きな焼却炉を整備するか、住民同士の協議が行われたと伺いました。そして、その中で選択されたのは、ごみそのものを出さないようにしよう、これが選択されたと聞きました。今、45種に及ぶ分別がなされ、その多くがリサイクルに回っておりまして。人口1,500人、あの葉っぱビジネスで注目されたこの町は、未来を見据え、住民が中心となって行政の前を歩いているというところが印象的でした。

次に、佐川町でございます。まず、高北病院では、経営における高い健全性が視察のテーマになっておりました。地域医療の中核である高北病院は、東大医学部附属病院や聖マリアンナ病院などと協力して、優れた医療人を育成しております。何よりも地域住民にとって信頼される、触れ合いのある患者中心の医療を実践されているとのこと。入院や退院後の不安、悩み、金銭的なことも地域医療連携室のスタッフが対応しておりました。さらに、人件費率は65%程度と聞いたとき、参加した議員も目が点になっておりました。

佐川町でも南部町同様に、森林面積は町の7割以上を占めているということでした。森林の多くが主伐期を迎えています、木材価格の低迷、担い手不足などで十分な管理が実施されていなかったと伺いました。時の町長の掛け声で森を整備し、少しでも多くの雇用創出を目指しながら、移住・定住による自伐型林業の担い手の確保を行ったとのことでした。伐採に関わる重機などは町が整備し、数百円単位の安価で貸し出しするとのことでした。多くの地域おこし協力隊によって伐採された材木は、まきのさんの道の駅、おもちゃ美術館など、様々なところに活用されておりました。林地の集約、担い手の育成、山の主との情報共有が大きな柱となり、100年後の森林を見据えた持続可能な管理体制が進んでおりました。

続いて、奈義町です。国定公園那岐山の麓に位置し、人口5,700人、住民投票により合併せず、単独町制を選んだ町です。一貫した歳出削減と20年かけてつくり上げた子育て支援施策は、合計特殊出生率2.95、ちなみに南部町は1.25。今、奈義町は全国のトップランナーとして注目されています。少子化に悩む韓国でも全国放送され、今年2月、岸田総理の視察が行われました。

さて、視察の中で伺った移住施策や子育て支援施策は、南部町と比べても大きな差があるようには思えませんでした。ただ、移住・定住促進施策の中で住宅に関わる場所は群を抜いており

ました。町が整備した80戸以上の住宅はほとんど満室とのこと。さらに、子供を持つ家庭の半数近くが3人以上の子供さんがいるとのこと。奈義町は、少子化対策は最大の高齢者福祉というビジョンの中で、高齢者や保護者同士、みんなで見守りをするということが印象的でした。視察したチャイルドホームは、20年後を見据えた政策拠点として、その中心にありました。

このたびの行政調査を通して、一つの共通項として、南部町と同じような里山にありながら大きな岐路に立っていたこと、病院経営についても同じです。彼らが一つの道を選んだとき、町民が一体となり、主体となる。病院についても職員が一体となって、9回裏、逆転ホームランにつながっています。

視察というと技法や手法に目が行きがちですが、住民や職員が一体となり、一つの目標に向かったときの大きな力は、目をみはる大変参考になるよい視察であったと考察しております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、日本海政経懇話会について、2名の議員から報告を受けます。

まず、10月例会について。

荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。日本海政経懇話会の報告を行います。

去る10月19日に米子市の米子ワシントンホテルプラザで10月西部例会が開催され、南部町議会から私が出席いたしました。

講師は、現在、DeNAアスレティックスエリートアドバイザーの瀬古利彦氏です。瀬古氏は、1956年、三重県生まれ、名実ともに日本のマラソンブームを牽引してきた第一人者で、モスクワ、ロサンゼルス、ソウルと3度オリンピックの日本代表に選出されました。現在はメディア出演や講演など活動の場を広げ、スポーツの魅力を発信しておられます。

今回は、「心で走る～マラソンリーダーからの提言～」と題して講演をいただきました。講演の内容は、来年の8月に開催予定のパリオリンピックへのマラソンの日本代表選手の選考会として、マラソングランドチャンピオンシップ、MGCを導入したことです。これまでは国内で行われている幾つかのマラソン大会の優勝者の中から、レース運びやタイムなどを参考に日本代表選手を決めていました。しかし、それぞれの大会では気象条件等が違うために、どの優勝者が日本代表選手にふさわしいのか分かりにくいということで瀬古氏はMGCを導入し、大会を一本化にして、オリンピックの日本代表選手の選考のための大会と位置づけて開催しました。今回は御承知のように10月15日に大会を行い、優勝者の小山直城選手と2位の赤崎選手の2名をまず日本代表選手に内定しました。我々国民にとっても分かりやすい選考方法の大会となりました。

瀬古氏は、この大会を実施するためにいろいろな困難があったことや、選手も本当に泥くさい練習を積み重ねてきた選手が最後には大成すること、人生に無駄は一つもないということ。また、瀬古氏の早稲田大学時代の恩師、中村清先生から、若いときに流さなかった汗は年を取ったときの涙となると教えられたという、この言葉を思い出として披露されました。私の少ない経験からも、なるほどなと感じさせられました。以上です。報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、12月例会の報告を受けます。

仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 12月5日午後1時30分より、米子市久米町のANAクラウンプラザホテル米子にて開催された講演会に参加いたしましたので、講演内容を報告いたします。

講師の先生は、ハロルド・ジョージ・メイ氏でございます。メイ氏はオランダ生まれの方で、父親の仕事の関係で幼少期を日本で過ごされ、日本語、英語、オランダ語など6か国語を話される方で、サンスター、日本コカ・コーラ副社長を経て、2015年にタカラトミー代表取締役社長となり、赤字経営から大幅な黒字回復を成し遂げ、過去最高売上げ、最高利益を達成後、2018年に新日本プロレスリング代表取締役社長兼CEOに就任され、過去最高売上げ、最高利益を出し、2020年に退任されました。現在ではアース製薬、アリナミン製薬、パナソニックで社外取締役を務めておられる方でございます。

講演内容は、「外国人経営者が考えるリーダーシップの在り方」と題し、企業経営者として自らの実践された目標の掲げ方や、国際競争の時代に求められるリーダーシップの姿についてでありました。

メイ氏は、コロナでビジネスが変わり、今までのやり方には二度と戻らないし、日本経済は雇用そのものが変わる。外資系企業のジョブ型成果主義が話題になっていますが、これからは組織や働く人のモチベーションをいかに引き出すかが問われていると強調されていました。そして、2期連続で赤字を計上していたタカラトミーの業績をV字回復に導いた経験を例にして言われました。

モチベーション上げるには、危機感の共有、過去を否定しない、数字を使った説得、チームのプライド意識を高める。そして、変化の必要性を理解し、自分から新しい取組にチャレンジすることだと言われました。また、やる気を起こすためには、時には大胆な目標を決めることも必要で、常に社員と一緒に頑張るのがリーダーの役割だと言われていました。メイ氏の講演は、大変熱気あふれる講演で大変参考になりました。

以上、日本海政経懇話会西部例会での講演会の報告とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 続いて、後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を受けます。

細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 去る11月21日2時より、湯梨浜町でありました後期高齢者議会の定例会の報告をさせていただきます。

平成20年度から始まった後期高齢者医療制度も今年で16年目を迎え、少子高齢化の進行や医療費総額の増大、現役世代の負担の増加など、本制度を取り巻く環境は大変厳しい状態にあります。

こうした中、全ての世代が安心でき、持続可能な社会保障制度を構築する観点から、子育てを全世代で支援するため、これまで現役世代のみ負担となっていた出産育児一時金に係る費用の一部について、後期高齢者医療制度も負担する仕組みの導入や、現役世代と後期高齢者の保険料負担割合の見直しなどが令和6年度から実施されることとなっております。

当広域連合についても、保険制度見直しの内容についても、被保険者の皆様へ丁寧な周知や広報に努めるとともに、被保険者の皆様が安心して必要な医療が受けられるよう、引き続き市町村や県、関係機関と連携し、制度の安定的な運営に努めてまいります。

議案は10号から13号ございまして、10号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについては、本案は、副広域連合長として当広域連合の運営に尽力いただきました宮脇正道さんが10月31日付で辞職されましたので、その後任に八頭町長で鳥取県町村会会長の吉田英人氏を副広域連合長に選任したく、ここに提案する議案でございまして、全員一致で認められました。

議案第11号は、令和4年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございまして、これは一般会計、広域連合組織運営の予算でありまして、歳入総額が5,446万円、歳出総額が5,361万3,000円となって、差引き額84万7,000円が実質収支となっております。議案第11号は、全員一致、認定されました。

議案第12号は、令和4年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。これは制度運営のための予算であり、ほとんどの歳出が保険給付事業に要する費用でございました。総額856億7,760万4,000円に対して、歳出総額が848億205万4,000円で、差引き額8億7,555万円が実質収支となりまして、採決の結果、認定されました。

議案第13号は、令和5年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で、これは歳入歳出それぞれ18億1,677万9,000円を増額し、歳入歳出総

額を874億8,760万8,000円とするものです。

主な内容は、市町村負担金、国・県の負担金の精算に伴う追加給付及び返還金をそれぞれの歳入歳出予算に計上し、財源の組替え、医療給付費準備基金を増額するとともに、来年度から導入予定の保健指導支援実施ツールに係る国保連のシステム改修負担金の増額、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の増に伴う委託費用の増額のもので、全会一致、可決されました。

もう一点、事前に皆さん方にお知らせないけん大事な事案がございまして、それは来年度保険税というか、保険の改正がございまして、保険料算定ですね、来年度が変わる予定でして、まだ決定はしてませんが、特に注意したいのが、令和5年5月19日公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律で、令和6年度、7年度の保険料を改定でございまして。これは出産育児一時金に係る後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度による後期高齢者負担率の見直し等が大きな目玉になると予想されます。

一つそこでいい状態というか、変わったのが、保険料の所得割と均等割の比率が、均等割の負担が増えないよう所得割の負担率を増加させ、低所得者層の負担が増加しないような案件が成ることを報告されまして、これに基づいた詳しい内容は来年の2月の定例議会で決まりますので、またそのときには詳しくお伝えしたいと思います。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 次に、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会視察研修並びに臨時会の報告を受けます。

加藤学君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（加藤 学君） 南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会からの報告を行わせていただきます。

まず、10月19日、20日、視察研修で、鳥取県東部広域行政管理組合が事業主体となっている可燃処理施設リンピアいなばと、三重県伊賀市にある三重中央開発株式会社を訪れました。

可燃処理施設リンピアいなばは、鳥取県東部広域行政管理組合が造ったごみ処理施設で、今年5月から稼働をしています。工事費は約206億5,000万円、運営管理費は20年間で約133億円、1日に120トンの処理ができる焼却炉を2基備えており、年間3万7,000メガワットアワー発電が可能で、年間2万7,000メガワットアワーの余剰電力を生み出します。これは約5,000世帯の電力を賄える施設です。鳥取県西部広域行政管理組合で建設が進められようとしていますごみ処理施設と類似点が多い点から、今回視察の対象となりました。

次に、三重中央開発株式会社は、これはクリーンセンターで焼却して、最終的に残る飛灰の埋

立処理を依頼している会社です。4年前に視察に訪れたとき、埋立てに使っていた工区は既に埋立てが終わり、新しい工区へと変わっていました。最終ごみ処理施設の方向性が埋立てからリサイクルに変わっていたということを印象に受けております。

次に、12月4日、令和5年第3回南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会臨時会が開催されました。1名の欠席で開催されています。

議案は、令和5年度南部町・伯耆町清掃施設管理組合会計補正予算でした。

主な内容は、1点は人事院勧告に伴う予算の組替えと、もう一点は、現在ある1号炉と2号炉の空気予熱器に接続している白煙防止用熱交換器のナンバーワンとナンバーツーに破損が見つかり、交換することになりました。交換用の白煙防止用熱交換器のナンバーワン、ナンバーツー、2基を製作するのに要する期間が6か月、費用としては2,667万5,000円。早急に発注をかける必要から債務負担行為をするもので、全会一致で承諾されました。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、鳥取県町村議会議員研修会の報告を受けます。

板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井隆です。去る11月22日に三朝町総合文化ホールにおいて、令和5年度鳥取県町村議会議員研修会が行われましたので、報告をいたします。

最初に、中央大学副学長、磯崎初仁氏より「「地域創生時代の地方議会」～議員力の向上を目指す～」と題しての講演がありました。少子化と人口減少の下で地域には様々な課題が山積している。まち・暮らしの創生の取組が進められているが、コロナ禍も加わって地域力は低下している。こうした状況で自治体が地域運営の主体としての政策責任を果たすには、首長のリーダーシップだけではなく、もう一つの代表機関であり、熟議民主主義を体現する議会が政策に強い議会を目指すことで、地域課題の解決に取り組む必要がある。議会の政策形成機能の強化には、自治体計画の審議、予算案の審議、条例案の審議と作成などを議員間で討議しながら、拡充と提案をすることで議員力の向上を目指していただきたいとの内容でありました。

続いて、弁護士の太田雅幸氏の「議会におけるハラスメント」と題しての講演がありました。議会と職員間や議員間同士でのパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、SOGIハラ等について実例と裁判例を含めた講演で、ハラスメント防止や対処のための取組には、研修会の実施や被害申告があった場合の相談の仕組みづくりや、条例による制御も必要であるとの講演内容でありました。

私たち議会も任期残すところあと1年弱となりました。残る1年を地方議会議員として次につながるよう、議員力の向上を目指して頑張らなくてはいけないと思うような講演会の内容であり

ました。

以上、鳥取県町村議会議員研修会の報告といたします。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第63号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第63号、南部町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 議案第63号、南部町教育委員会委員の任命について御提案をいたします。配付の資料を参考にしてください。

南部町教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所は南部町阿賀371番地7、種香子。生年月日、さらにこれまでの経歴等は記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。これをもって討論終結いたします。

これより、議案第63号、南部町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

議案第63号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第6 議案第64号 から 日程第29 議案第87号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第6、議案第64号、南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてから、日程第29、議案第87号、令和5年度南部町在宅生

活支援事業会計補正予算（第1号）までを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第64号から日程第29、議案第87号までを一括して提案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。それでは、議案書2ページをお願いいたします。議案第64号、南部町下水道事業の設置に関する条例の制定についてです。

次のとおり南部町下水道事業の設置等に関する条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは総務省の通知を受け、令和6年度から下水道事業を公営企業会計へ移行するため、地方公営企業法の規定に基づき、事業の設置、経営の基本等を定めた条例を新たに制定し、併せて関係条例の廃止及び一部改正を行うものです。

内容につきましては、地方公営企業法の規定に基づき、農業集落排水事業、浄化槽整備事業及び公共下水道事業を併せて下水道事業として公営企業を設置すること、下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用すること、経営の基本等の必要な事項を定めるもので、本則は8条立ての構成となっております。

別表第1から別表第5までは、公共下水道事業及び農業集落排水事業、浄化槽整備事業の処理区域、排水区域、面積、計画人口及び処理施設の名称等を規定しています。

また、附則において、本条例を制定することに伴って廃止または改正が必要となる関係条例の整理を行っております。

附則第2項で南部町公共下水道設置条例の廃止、附則第3項から第6号までで南部町特別会計条例、南部町農業集落排水処理施設条例、南部町浄化槽施設設置条例、南部町公共料金審議会条例、4条例の一部改正を行います。以上でございます。

この条例の施行は、令和4年4月1日としております。御審議よろしくをお願いいたします。（発言する者あり）すみません、施行は令和6年4月1日としております。訂正させていただきます。

続きまして、議案書8ページでございます。議案第65号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正についてです。

次のとおり南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これはパートタイム会計年度任用職員については地方自治法の改正、フルタイム会計年度任用職員については総務省の通知を受け、令和6年度から勤勉手当を支給するよう関係する条例の改正を行うものです。

第1条は、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正です。勤勉手当の支給対象者の基礎額、期間率及び成績率の取扱いについては、期末手当の支給の考え方と同様とすることとし、現行条例中の期末手当の支給に関する規定を準用して定めます。

第13条の2及び第24条の2を新設し、それぞれ南部町職員の給与に関する条例第20条の規定、これは勤勉手当に関する規定ですが、及びフルタイム、パートタイムの期末手当に関する規定を準用します。

第2条は、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部改正です。勤勉手当の基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日前、六月以内に勤務した期間がある場合は勤勉手当を支給することとなっているところ、現行は当該職員から会計年度任用職員は除く規定があります。この除く規定を削ることで勤勉手当の支給を対象とするものです。

第3条は、南部町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。勤勉手当の支給をするに当たって必要な用語の整理等、所要の改正を行います。

この条例の施行日は、令和6年4月1日としております。御審議よろしく申し上げます。

続きまして、議案書11ページでございます。議案第66号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正に伴い、地方税法及び地方税法施行令の一部改正が行われ、産前産後期間に係る国民健康保険税の減額制度が創設されたため、条例の一部改正を行うものです。

内容につきましては、国民健康保険税の減額を規定している第23条に第3項を新設し、出産する国民健康保険被保険者、これを出産被保険者といいますが、に係る産前産後期間相当分四月分、多胎妊娠の場合は六月分の所得割額及び均等割額を減額することを規定します。

また、第24条の3を新設し、出産被保険者が世帯に属する場合には届け書を提出する必要が

あることとしますが、同条第4項において町が届け書内容を確認できる場合は、届け書を省略できることとします。

この条例は、令和6年1月1日から施行することとし、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以降及び令和6年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとします。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、15ページ、お願いします。議案第67号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは少子化対策、子育て支援の充実及び子育て世帯の経済的負担の軽減を目的として、令和6年4月から18歳までの子に係る医療費の完全無償化を行うため、条例の一部を改正するものです。

経過としましては、県・市町村行政懇談会において、令和6年4月から小児医療費を完全無償化することについて合意されたことを受けて、鳥取県特別医療費助成条例の一部改正が鳥取県議会におきまして令和5年6月に可決されております。

内容につきましては、助成内容を規定する第3条第2項において第4号を新たに設け、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に対する助成は、医療費の全額とする旨を規定します。そのほか用語の整理等を行います。

この条例の施行日は、令和6年4月1日としております。

なお、経過措置として、改正後の規定は、施行日以降に受ける医療に係る医療費について適用し、施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によることとします。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、17ページ、議案第68号、南部町印鑑条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは印鑑登録証明書の交付申請及び交付方法を拡充することを目的として、条例の一部改正を行うものです。

内容につきましては、新たに第15条第1項及び第2項を新設します。

第1項においては、利用者証明用電子証明の登録を行った個人番号カード、マイナンバーカー

ドです。または利用者証明用電子申請書の登録を行った移動端末設備、これはスマートフォンなどを指します、を利用して多機能端末機、これはコンビニなどに設置された専用機械のことを指します、により交付を申請し、交付を受けることができることを規定します。

第2項におきましては、当該個人番号カードまたは当該移動端末設備を利用して、町の電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機、これはカードリーダー付きのパソコンなどを想定したものです、で必要な操作を行うことにより申請ができることとし、この場合の印鑑登録証明書の交付は郵送をもって行うことを規定します。

また、新たに第15条を新設したため、以下、1条ずつ繰り下げます。

以上の交付申請方法及び交付方法の拡充については、3月上旬を目途に町基幹システムベンダー及び情報システム機構で調整を行っているところですが、確定的な期日が定まっておりません。このため、この条例の施行日は、規則委任をすることとしております。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、19ページでございます。議案第69号、南部町介護研修施設条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町介護研修施設条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは南部町介護研修施設の管理方法について、指定管理に限定されているところを見直し、併せて指定管理期間に関する規定を見直すため、条例の一部改正を行うものです。

内容につきましては、第3条において指定管理者に介護研修施設の管理を行わせると限定しているところを行わせることができる、いわゆるできる規定に改正するものです。

次に、管理の期間を10年と規定している第5条については削除します。これにより、管理期間については条例において定めず、公の施設の指定管理者の指定についての議案にて審議、議決いただくこととなります。

附則においては、管理方法が町長による管理となった場合における必要な読替規定を設けております。

この条例は、公布の日から施行することとしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を入れたいと思います。再開は2時20分といたします。

午後2時02分休憩

午後2時20分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書 21 ページからになります。議案第 70 号から議案第 78 号までは、公の施設の指定管理者の指定についての議案でございます。11 月 13 日に指定管理候補者選定委員会を開催して審査をいただき、このたび議案として上程させていただくものでございます。21 ページ、議案第 70 号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、青年の家。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まででございます。

続きまして、22 ページ、議案第 71 号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、上長田会館。指定管理者となる団体は、南さいはく地域振興協議会。指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まででございます。

続きまして、23 ページ、議案第 72 号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町介護予防拠点施設（交流会館）。指定管理者となる団体は、あいみ手間山地域振興協議会。指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まででございます。

続きまして、24 ページ、議案第 73 号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町高齢者自立訓練センター。指定管理者となる団体は、社会福祉法人伯耆の国。指定の期間は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まででございます。

続きまして、25 ページ、議案第 74 号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

公の施設の名称は、南部町農産物直売所。指定管理者となる団体は、緑水湖ふれあい市運営委

員会。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

続きまして、26ページ、議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町東西町スポーツ広場。指定管理者となる団体は、東西町地域振興協議会。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までであります。

続きまして、27ページ、議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町総合福祉センターいこい荘。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブ。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

続きまして、28ページ、議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民野球場・南部町民運動場。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブ。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

続きまして、29ページ、議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町営西伯カントリーパーク。指定管理者となる団体は、株式会社TKSS。指定の期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。それでは、補正の予算書のほうで説明させていただきます。御準備をよろしく申し上げます。よろしゅうございますか。

.....
議案第79号

令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）

令和5年度南部町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,216,189千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月 8日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

そういたしますと、4ページを御覧ください。4ページです。第2表、債務負担行為補正でございます。1、追加についてです。まず、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為でございます。いわゆるゼロ債というものでございます。期間は令和6年度。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額といたします。

次に、南部町広報誌印刷製本業務。期間は令和5年度から令和6年度。限度額336万2,000円。続けていきます。五色ヶ丘果樹団地再生工事大苗育苗委託業務。期間は令和5年度から令和6年度。限度額1,119万5,000円。文書管理等システム運用業務。期間は令和6年度から令和10年度。限度額2,501万5,000円。

次からの8件につきましては、全て指定管理に係るものでございます。南部町高齢者自立訓練センター指定管理料は、令和6年度から令和10年度までの5年間。限度額は423万5,000円。南部町介護予防拠点施設（交流会館）指定管理料は、令和6年度から令和10年度までの5年間。限度額は483万円。南部町総合福祉センター「いこい荘」指定管理料は、令和6年度から令和8年度までの3年間。限度額は5,724万円。南部町民野球場、南部町民運動場指定管理料は、令和6年度から令和8年度までの3年間。限度額は930万円。南部町営カントリー

パーク指定管理料は、令和6年度から令和8年度までの3年間。限度額は3,739万2,000円。青年の家指定管理料は、令和6年度から令和8年度までの3年間。限度額は251万1,000円。上長田会館指定管理料は、令和6年度から令和8年度までの3年間。限度額は234万7,000円。南部町東西町スポーツ公園指定管理料は、令和6年度から令和8年度までの3年間。限度額は135万円……。失礼しました、スポーツ広場指定管理料でございます。限度額合計として1億5,877万7,000円をお願いするものでございます。

5ページをお願いします。第3表、地方債補正でございます。1、追加です。起債の目的は、保育所整備事業（合併特例事業債）。限度額は2,950万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

それでは、まず歳出予算の主なものを御説明いたします。11ページをお願いします。人件費に関するものにつきましては、後ほど給与費の明細書にて御説明を申し上げます。

このたびの補正は、各種過年度の補助金の額が確定したことによります償還金の増額、国の補正によります重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠で、住民税非課税世帯へ1世帯当たり7万円を給付する事業などを含んでいます。

それでは、2款総務費、1項総務管理費、8目基金管理費は600万円を増額し、1億2,397万3,000円とするものです。これはがんばれふるさと寄付金の寄附額の増加見込みにより、さくら基金積立金の増額や事業に要する返礼品等に係る経費の不足見込額を増額するものでございます。

続いて、9目企画費でございます。140万5,000円増額し、5億1,216万5,000円といたします。公共交通対策事業は、ふれあいバスと路線バスとの運賃格差解消策に係る経費、それとふれあいバスの効率的な運行管理を目的に、予約受付等の遠隔操作の実証実験を行うものでございます。

12ページをお願いします。13目諸費は、5,339万9,000円増額の6,074万4,000円となります。これにつきましては各課における過年度事業の補助金の確定による償還金となります。

3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費は、556万6,000円増額の7,221万6,000円となります。これにつきましては戸籍及び住民登録事務は、氏名の振り仮名法制化に伴いまして、マイナンバーカードに振り仮名を記載するためのシステム改修のための増額となります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、7,358万2,000円増額の5億

6, 610万4, 000円となります。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支援事業は、国のこのたびの補正によりまして低所得者へ物価高騰対策支援といたしまして、住民税非課税世帯に各1世帯当たり7万円を支給するものでございます。

5目特別医療費は、489万2, 000円増額の7, 842万6, 000円となります。これにつきましては実績見込みによる不足額を増加いたします。

7目少子化対策費は、240万増額の2, 939万3, 000円となります。三世代同居支援事業の補助金申請者の増によるものでございます。

13ページをお願いします。2項児童福祉費、2目児童措置費は、523万8, 000円増額の6, 514万4, 000円とします。事務費につきましては、転入者の増加により広域入所が増えたことによる委託料の増となります。

5目保育園費は、3, 993万2, 000円増額の5億7, 311万1, 000円といたします。公設民営保育園運営事業は、最低賃金の改定によりましてパートタイム職員の処遇改善が行われることに伴う指定管理委託料の増額となります。また、統合保育所整備事業に係る土地の測量調査費が主なものとなっています。

3項生活保護費、2目扶助費は2, 200万円増額し、1億400万円といたします。これは新規申請による保護世帯の増加と、被保護者の医療費の増加に伴う所要額の増額となります。

14ページをお願いします。4款衛生費、2項環境費、2目環境対策費は、690万円増額の2, 667万9, 000円とします。自然エネルギー等活用促進事業の補助金申請の増によるものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費です。103万7, 000円増額し、3億3, 553万3, 000円といたします。これにつきましては、記載の各種事業の実績見込みによる増減ということになります。

続いて、16ページをお願いします。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費は、311万5, 000円増額の8, 011万1, 000円といたします。これにつきましては道路修繕工事における必要額の増額、町道における小動物死骸処理件数の増加見込みによる委託料の増額となります。

5項公園費、1目公園管理費は、115万1, 000円増額の1, 570万8, 000円といたします。これは西伯カントリーパークにおきまして、電気料金の増額見込みにより指定管理委託料を増額するものでございます。

17ページをお願いします。9款教育費、5項保健体育費、2目体育施設費は、530万2,

000円増額の1,427万7,000円といたします。これは南部町民野球場の老朽化しましたナイター施設を、安全の確保のために撤去をいたすものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。7ページに戻ってください。主なものについて御説明をします。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金です。1,976万6,000円増額し、4億7,172万8,000円とするものです。これは子どものための教育・保育給付費負担金については、歳出側の広域入所の増に伴う国の負担分の増、生活保護費負担金についても歳出側の生活保護費の国の負担分の増ということになります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、7,810万2,000円増額の2億5,310万2,000円となります。歳出側の戸籍及び住民登録事務において行うシステム改修費に対する補助金と、住民税非課税世帯に緊急支援給付金として7万円支給する事業に対する補助金となります。

8ページをお願いします。15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。274万9,000円を増額し、9,995万9,000円とするものです。これは主に歳出側の特別医療費に対する県からの補助ということになります。

3目衛生費県補助金は、255万4,000円増額の3,480万1,000円とします。歳出側の自然エネルギー等活用促進事業への県の補助が主なものとなります。

続いて、17款寄附金、1項寄附金、2目ががんばれふるさと寄付金は、600万円増額の9,500万円となります。これは先ほど申し上げましたががんばれふるさと寄付金の増加見込みによるものでございます。

9ページをお願いします。18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目太陽光発電事業特別会計繰入金は、454万円増額の1,842万円といたします。太陽光特別会計から自然エネルギー等活用促進事業への繰入れを行うものでございます。

2項基金繰入金、5目公共施設整備基金繰入金は、530万2,000円増額の1億585万円となります。これはナイター設備の撤去のため、基金より必要額を繰り入れることにします。失礼しました、1億858万円となります。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、8,690万4,000円増額の2億810万1,000円となります。これは予算の調整額でございます。

10ページをお願いします。21款町債、1項町債、2目民生債は2,950万円増額し、7,800万円といたします。これは冒頭、第3表、地方債の追加で御提案いたしました保育所整備事業への起債となります。

次に、18ページをお願いします。給与費の明細書でございます。1、特別職です。下のほうの比較を御覧ください。その他の特別職の報酬が6万5,000円の増となります。これは新たに選任いたします土地利用計画検討委員と、空き家等対策計画の検討委員の報酬となります。

最後に、19ページです。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせて、60億536万4,000円となる見込みでございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。それでは、補正予算書で御説明をいたします。1ページを御覧ください。

.....

議案第80号

令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,436,064千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年12月 8日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、債務負担行為から説明をさせていただきます。3ページを御覧ください。第2表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約

を締結する必要の生じるものについての支出負担行為です。いわゆるゼロ債です。期間は令和6年度です。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額とします。

次に、歳出を説明します。6ページを御覧ください。1款総務費、1項徴税费、1目賦課徴収費です。19万8,000円増額し、165万9,000円とするものです。これは産前産後期間相当分の保険税を増額するためのシステム改修費になります。（発言する者あり）増額です、すみません。（発言する者あり）はい。

続きまして、2款保険給付費、2項高額療養費、3目一般被保険者高額介護合算療養費です。13万5,000円増額し、59万6,000円とするものです。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金です。100万円増額し、250万円とするものです。2件の増です。

6款保健事業費、2項保健事業費、2目健康施設管理費です。7万円増額し、1,454万4,000円とするものです。人事院勧告による増額分になります。

7ページを御覧ください。9款予備費、1項予備費、1目予備費です。2,396万1,000円増額し、2,693万2,000円とするものになります。

続きまして、歳入について御説明をさせていただきます。5ページをお願いします。3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目国民健康保険制度関係補助金です。2万5,000円増額し、2万5,000円とするものです。これは出産育児一時金が50万円に増額することに対する補助金になります。

5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金です。13万5,000円増額し、1億2,573万4,000円とするものです。これは高額介護合算療養費の増額分に対する補助金になります。

8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。73万7,000円増額し、1億36万7,000円とするものです。

9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金です。2,446万7,000円増額し、2,546万7,000円とするものです。前年度からの繰越金になります。

8ページ以降は職員分の給与費明細を載せておりますので、御確認ください。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、補正予算書のほうで説明をいたします。

1ページ目をお願いいたします。

.....

議案第 8 1 号

令和 5 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 6 , 2 3 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 1 2 月 8 日

提出 南部町長 陶山清孝

令和 5 年 1 2 月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

今回の補正につきましては、施設修繕費の増額と人件費の補正をお願いするものがございます。

それでは、債務負担行為について説明いたします。2 ページの下段をお願いします。第 2 表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為になります。期間は令和 6 年度で、限度額は当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額となります。

次に、歳出について御説明いたします。4 ページの下段をお願いします。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 3 1 万円増額し、1, 6 4 1 万 3, 0 0 0 円とするものです。

2 目維持管理費は 5 4 万 2, 0 0 0 円増額し、6, 7 3 6 万 4, 0 0 0 円とするものです。

次に、歳入についてでございます。4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金 8 5 万 2, 0 0 0 円増額し、1 億 8 7 2 万円とするものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、浄化槽整備事業特別会計の補正予算について御説明いたします。補正予算書の 1

ページをお願いいたします。

議案第 8 2 号

令和 5 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 1 2 月 8 日 提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 5 年 1 2 月 日 決 南 部 町 議 会 議 長 景 山 浩

それでは、2 ページをお願いいたします。第 1 表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要があるものについての支出負担行為でございます。期間は令和 6 年度で、限度額は当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

続きまして、公共下水道事業特別会計の補正予算について御説明いたします。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 8 3 号

令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 7 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 1 9, 9 8 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年12月 8日 提出 南部町長 陶山清孝

令和5年12月 日 決 南部町議会議長 景山 浩

.....
今回の補正は、人件費の補正をお願いするものでございます。

それでは、債務負担行為について御説明いたします。2ページの下段をお願いいたします。第2表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為でございます。期間は令和6年度で、限度額は当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額でございます。

次に、歳出から御説明いたします。4ページの下段をお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費37万8,000円増額し、1,409万3,000円とするものです。

次に、歳入についてでございます。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金37万8,000円増額し、7,906万4,000円とするものでございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。太陽光発電事業特別会計補正予算について御説明をいたします。補正予算書で御説明します。1ページを御覧ください。

.....
議案第84号

令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳出予算補正」に

よる。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年12月 8日 提出 南部町長 陶山清孝

令和5年12月 日 決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、債務負担行為から説明をいたします。2ページを御覧ください。第2表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為です。期間は令和6年度です。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額とします。

続きまして、3ページを御覧ください。歳出について説明をさせていただきます。今回の補正は、電気代と一般会計で行うCO2排出実質ゼロ事業で使用するための繰出金を増額し、積立金を減額する組替え予算になります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目維持管理費です。4 5 4 万円減額し、2, 4 7 7 万 6, 0 0 0 円とするものです。

2 款環境費、1 項環境対策費、1 目環境対策費です。4 5 4 万円増額し、1, 8 4 2 万円とするものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、補正予算書のほうで御説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。議案第85号、令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）。

総則。第1条、令和5年度南部町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出。第2条、令和5年度南部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用37万7,000円増額し、2億817万9,000円とするものです。

内訳は、第1項営業費用37万7,000円増額し、1億9,187万8,000円とするものです。今回の補正は、人件費の補正を行うものでございます。

それでは、補正予算明細書で御説明いたします。15ページ、一番最後のページになりますけれども、そちらを御覧いただきたいと思えます。1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費37万7,000円増額し、1,842万2,000円とするものです。これは給与改定等によりまして人件費の増額をお願いするものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） 病院事務部長でございます。それでは、私のほうから病院事業会計補正予算について御説明させていただきます。予算書1ページをお願いします。議案第86号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）。

総則。第1条、令和5年度南部町病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款病院事業収益につきまして517万9,000円を増額し、24億9,192万4,000円とするものでございます。これは第2項医業外収益を増額するものでございます。

次に、支出でございます。第1款病院事業費用につきまして4,000円減額し、24億8,674万1,000円とするものです。これは第1項医業費用の減額でございます。今回の補正は、PCR検査に係る補助金の額が確定したことによる補正、それと電気料金の実績見込みによる補正及び人事院勧告に基づく職員給与費の補正をお願いするものでございます。

2ページは、債務負担行為でございます。第3条、地方自治法214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項。翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為でございます。期間は令和6年度。限度額は、当該事業ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額になります。

今回の補正の概要についてですが、8ページを御覧くださいませ。収益的収支及び支出になりますが、こちら医業外収益の他会計補助金になります。これは社会福祉施設等に係るPCR検査

等支援事業補助金517万9,000円を受け入れるものでございます。本補助金は、新型コロナウイルス感染症への対応について医療機関の機能維持の観点から、PCR検査費用の経費への支援を目的とする補助金ですが、10月分までの額が確定しましたので、その分を補正するものでございます。

9ページ、支出につきましては給与費でございます。今回の人事院勧告に基づく給与費の改定による給料、期末勤勉手当の増額によりまして、1,443万6,000円を増額するものでございます。

10ページ、11ページには給与費明細書を添付しておりますので、御確認いただけたらと思います。

経費のところになりますが、これは国の電気・ガス価格激変緩和対策の支援、電気料金の値引きを受けたことにより、当初の電気料金の予算額に対し実績見込みが大幅に下回ったため、不用額部分として1,444万円を減額するものでございます。これにより差引き、医業費用4,000円を減額補正することになります。

そのほか5ページにキャッシュ・フロー計算書。令和6年3月31日の資金期末残高は、1億4,087万5,000円となっております。

6ページ、7ページ、予定貸借対照表をつけておりますので、御確認くださいませ。

続きまして、在宅生活支援事業会計の補正予算でございます。

1ページを御覧ください。総則。第1条、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。第1款在宅生活支援事業収益につきまして180万円を増額し、4,867万4,000円とするものです。これは第2項その他の収益を増額するものでございます。

支出につきましては、第1款在宅生活支援事業費用を25万増額し、4,712万4,000円とするものでございます。内訳は、第1項訪問看護費用の増額になります。今回の補正は、補助金の額が確定したことによる補正、それと人事院勧告に基づく職員給与費の補正をお願いするものでございます。

補正の内容ですが、7ページを御覧ください。収入のほうですが、町内の在宅で療養する新型コロナウイルス感染症になられた患者さんの方に、南部町訪問看護ステーションの職員が健康サポートをしておりました。協力事業所としてサポートしておりましたが、令和5年4月1日から

5類感染症前まで、令和5年5月までの間に実施した実績分を協力金として180万円を受け取るものでございます。

支出につきましては、人事院勧告踏まえまして給与費を25万増額補正させていただくものでございます。

8ページ、9ページに給与費明細書を添付しておりますので、御覧ください。

4ページには予定キャッシュ・フロー計算書。令和6年3月31日の資金期末残高は、1億4,087万5,000円となっております。

6ページ、7ページは、予定貸借対照表をつけておりますので、御確認くださいませ。

以上、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は15時25分といたします。

午後3時10分休憩

.....

午後3時25分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

提案説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条に規定するとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

また、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いします。

議案第64号、南部町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、質疑は。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の南部町下水道事業の設置等に関する条例案の第2条、3条の件で問います。

今回は地方公営企業法に適用するという事で、下水道事業をまとめて条例にしてくるということです。それで、総務省の通知で令和6年度からなっていくということなんですけども、公営企業への移行する中で、今まで執行部のほうは再三、一般財源からの繰入れですね、一般会計からの繰入れを行うって、こういうふうに言っているわけですね。

そこで町の見解を聞かせてください。例えば総務省が地方公営企業法での一般財源からの繰入れをどういうふうに言っていて、町はそれをどういうふう理解して繰り入れようとしているの

か。

2点目、第3条の、そうはいつでも「下水道事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」ここを使って一般会計から入れるというふうに思うのですが、公営企業の会計上、どのようにして一般財源を繰り入れようとしているのですか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。基準内のほうの繰入れ、基準内におけるものと、それから基準外のものも当然あるんですけども、今現在も特別会計3会計ありまして、町のほうから繰入れのほうをしていただいております。

議員も御存じのとおり、今までその施設を整備するのに非常にたくさんのお金がかかってきております。ですので、繰入れ基準だけでは当然賄えないと思っております。ですから、基本的に繰入れ基準内の金額プラスで、基準外で町のほうから入れていただいでやっていくというふうに考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長、ありがとう。それは分かるんですよ。今までやってきたから分かって、年間2億ちょっと出してますよね。これを入れなければ下水道料金が倍以上に跳ね上がってくると。

ところが、町長は、以前水道事業のときに、人口が少なくなってきたらいわゆる施設の維持管理費にお金がかかってくるので、公共料金の値上げ等も考えなければいけないと言ってるわけですね。それを私は牽制するために言っているんですよ。

公営企業会計では、水道では公営企業会計でなかなか水道に一般財源入れることをハードルが高くって、されてきたんですけどハードルが高いことがありました。総務省が言っているんだけど、町とすればこれをどのように解釈して、入れるということがなければ私たちは安心できないんですよ。模範的な回答は、第3条の公共の福祉を増進するために町が一般財源から繰入れを行う、これが普通やっているところだと思う。そういう答弁が返ってこないから聞いているんですけども、そういうことで解釈していいのかっていうことですね。

そのことと、2つ目には、そうするのであれば総務省が公営企業にしろと言っている。一般財源から繰り入れなきゃやれない。どのように会計に一般財源を繰り入れようとしているのかっていうのを聞きたいんですよ。そこを言ってくれなかったら、これは通したはいいが、やっぱりできなかつたという可能性はなきにしもあらずですよ。法的な問題と、どう解釈してるのかとい

うと、南部町ではこういうふうに繰り入れるというふうに考えてるということをお教えしてほしいということですか。答えますよね。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。明確な回答というものはできませんけれども、一般的に考えて、国の企業会計化に合わせて一気にこれまで2億円強の一般財源を繰り出したものが不適になるということは考えられないだろうと思っています。

しかし、一方で、課題はたくさんあると思っています。県下の中の下水道に関する負担額といったものが南部町内でどの辺りにあるのかっていったことも十分考えながら、今後の適正な価格というものについては本議会を通じながら皆さんと御議論し、持続可能な下水道事業をしていかなくてはいけない、このようにも思っているところでございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、今の答弁は違いますよ、これまでと。下水道については一般財源を入れなければできないって言ってきましたよね。公営企業を導入したら、総務省が言ってるので、導入する以上は今後のこと考えないといけないでは、値上げの可能性はあるっていうことを言ってるわけですよ。それは困るから、南部町では適正以上の下水道料金払ってると私は認識しています。それが困るから言っているんですよ。だからそういう意味でいえば、最初、こちらが答えつくったわけではありませんが、第3条を使って公共の福祉を増進するように運営するということは、町民の暮らしを維持するためにどうするかっていうことを言うてくださらないと、これが上がれば値上げする根拠をつくってしまうことになるわけですよ。再度答弁をお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。現時点で値上げを議論する議会提案ではありません。しかし、これから将来に対する言質、担保というものをこの場で私がこの条例に対してするわけにはなりません。それは人口も減少する社会の中で、いつどういう状況が生まれるかも分かりません。南部町の適正な料金体系っていうものを皆さんとこれからも議論しながら、そのときそのときの状況に合わせて適正な価格とサービスを提供していくというのが行政の使命だろうと思っていますので、御理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 3回、終わりです。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第65号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第66号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第67号、南部町特別医療費助成条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第68号、南部町印鑑条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第69号、南部町介護研修施設条例の一部改正について。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 介護研修施設条例の一部改正、これによって10年っていうのを普通どおり3年だったかな、なんかに戻すんですけど、これによって今までの施設条例と統一になる、均一になると解釈してよろしいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 健康福祉課長、前田かおり君。

○健康福祉課長（前田かおり君） 健康福祉課長です。ほかの施設条例と同じようにしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） いいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 細田議員の続きになりますが、この条例ができたときに、私もいろいろ思い返しているんですけども、この条例だけですか。どうしてほかの条例のようにつくらなかったんですか。どういうふうに聞いていますか。

例えば指定管理は普通は、いわゆるすることができる、ここはできると書いた。それで普通3年から5年だけでも、この施設ほどは10年。課長、答弁しなくていいですからね。町長にお聞きしています。なぜこういう事態が生じて今回変えようと思ったのかお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。10年以上前のことで当時の状況を、今どのような

経緯だったのかということを探ることは非常に困難ですけれども、推察ですれば、この介護研修施設は、ゆうらくがいわゆる個室ユニット化というものを全国に先駆けてスタートさせました。その研修を担っていただく人というのは、全国各地から当時この施設に来て勉強して帰るというものを前提にしながらやっていたものですから、ゆうらくとこの研修施設は一体に管理していくということが前提にあったものと推定されます。したがって、10年という期間を与えて、しっかりと研修施設の機能を維持していくといったことが前提ではなかったかと思っています。

それから年数がたって、現在、全国にこのユニットが広がって、研修の対象者も減ってきたという具合に聞いていますので、今後の在り方も含めながら皆さんとこれからも検討していく、そのためには10年の固定的な指定管理条例を他の公の施設と同様な条例に変えるというのが今回の趣旨でございます。よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、この条例改正見たときに、ああ、もしかしたら南部町の介護研修施設を町が直接管理するということになったのかなと。前回の9月議会でこの研修施設が目的外使用ではないですけども、ほぼ目的外使用に近い使い方をして、条例にない金額を取っていて、百数十万のお金が余計に入っていたということがありましたよね。お金を返さないで今後それを守っていきますっていうことをしたことは、私は指定管理の選定で十分に問題があるというふうに考えているわけですよ。私はそのこともあったのかなと思ったんですけど、それは関係ないんですか。

それと、10年の間にするということは、やはり先ほど町長が言われました研修施設云々かんぬんという問題でもう一つぴんとこないですよ。どうしてこの事態で、今回は10年とするのがふさわしくないと思ったということと、研修施設の指定管理を行わせると、もうあたかも指定管理しかないような書き方したことは、これを今回訂正したいということですね。今までの分は不適切だったと、そういうふうに認識していいですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これまでの10年間の効果、成果というのはあったという具合に思っています。しかし、これからの10年間を考えた場合に、今のままの公の施設の考え方でやることは少し難しくなってくるのではないかとすることを前提にして、他の公の施設と同様に今後の在り方を常に検討し続けると、こういうことを考えれば条例改正はやむないと、このように考えた次第です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、介護研修施設の機能がだんだん薄れつつあるということ、これは介護研修施設でほぼ100%に近いお金が国から来て建てた施設ですけども、用途変更あると考えているのか。

それと、用途変更を行うのであれば、介護研修施設であれば伯耆の国と一体化は考えられるけれども、それが薄れてきたというのであれば、ほかの利用でいけば伯耆の国への指定管理も変える必要があると思っているのか、この点についてどうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。あくまでもこれは介護研修施設として建てたものですので、介護研修の機能がこれから先々どうなるのかといったことを伯耆の国とも十分相談しながら、今後の公の施設としての利用の仕方を検討していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第70号、公の施設の指定管理者の指定について（青年の家）。
10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。議長、最初にお願いしたいんですが、この公の施設の指定についてですけど、78号まであります。これを総括した形での質問をさせてもらいたいと思うんですけど、いいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 許可します。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。

そうすると、今日、全協で資料を頂きました。指名指定が6件、それから公募で3件ということでもらったんですけど、合計点数を見てみると公募のほうは75%以上がほとんどです。それから、指名指定の場合には低くて61から高くても66ということで、指名指定の点数の状況が非常に悪いのではないかなというふうに思ってますが、執行部としては、町長としてはどういうふうにこれを考えているのか、評価しているのか、まずは確認取りたいと思います。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後3時41分休憩

午後3時43分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。選定結果の点数の話でございます。この表の中の一
番下のほうに適とする基準というのがちっちゃい字で書いてありますけども、指名指定の場合は
得点率の50%以上、それから公募については得点率の60%以上というのを決めておりますの
で、そのとおりにやったものだと思っています。合計点数の中の括弧で書いてありますのがパー
センテージというふうになっています。公募と指名指定の差が10%ぐらいあるんじゃないかと
いう話だと思いますけれども、選定基準に従って皆さん方に委員さんの点数をつけていただいて、
その中の結果だというふうに思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。次のページの評価一覧というのを見ると、そ
れの状況的なものがあると思うんです。指名指定で対応してもらって、その施設を利用者の方に
提供してもらってる管理者の方には日頃から大変尽力いただいているというふうには思ってるん
ですけど、ただ、審査会の中で、今、総務課長言いました。でも、これは満点の中のそのうちの
何%ですから、これを見るのが一番評価というか、分かりやすいと思います。

私は、どちらかというところこの公募というものに対して、やはりもっともっと厳しさがあっても
いいんじゃないかなと思うんですけど、その点についてはどういう捉え方をして評価委員の皆さ
んに話をしているのかという点も確認を取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。別紙の2の委員さんの講評の一覧というところでの
お話かというふうに思います。指名指定で幾つか出ていますのは、やはりその施設を利用して、
いろんな工夫をしてやってほしいということ。それから、施設の集約ですとか、そういったこと
についてはやはり行政的な部分での評価のところが多かったのかなというふうに思っています。
改善すべきは行政がどう考えていくかっていう部分も含めてだと思っています。

それから、公募につきましては、やはり収益施設でございます。それに対して職員さんもよく
頑張っているという評価を受けているといったところで、かなり評価が高かったんじゃないかと
いうふうに考えています。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 例えば指名指定の農産物直売所なんかでも、頑張って努力が見ら
れたとは書いてあるけど、点数の評価点って低いじゃないですか。その辺を何か私にとっては、
指名をして、お願いをして対応してもらってるという評価が低いんじゃないかなというふう
に思います。3年に一度のことなので、その3年の流れというものをしっかり把握して、評価委員

さんも出て説明を受けているとは思いますが、やはり受けてやる以上は皆さん一生懸命対応してるんです。なぜ公募と入札の違いっていうものが10%も違うっていうのは、どういうふうに最終的に評価されているのか、町長、どうなんですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。この評価については、この公募者も含めた委員構成でやっていますので、私は、町民の代表者が行政の管理の適正化について、皆さんがそれぞれの目線から評価された厳正なものだと思っています。これに対して町長が、いや、それは少し甘いんじゃないかとか、評価は厳しいんじゃないかという立場にはないと思っています。

町として考えられるのは、この評価点の50%、60%というものをもう少し考えていただくとか、高さを上げるとか、それから今、行財政改革の中でも出てますけれども、果たして、かれこれ20年近くなりますけれども、この指定管理制度についても一回原点に戻って、これから先々も本当指定管理という制度として、行政としてなじんでいくのかどうかっていったことの原点に戻った検討も必要ではないかと思っています。もちろん直営も含めてという意味になりますけれども、もう一度考え直す時期にも来てるんじゃないかと思ってます。そのような議論も行われてるとこだと認識しております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私も板井議員との関連です。

まず、教えていただきたいのは、小さい字で書いてあるこの適とする基準、指名指定では得点率50%以上、公募が得点率60%以上。私は、この点についていえば、先ほど町長が言われた、もう少し基準を上げてもいいのではないかっていうところでは一致しているんです。私は、板井議員と逆の質問ですね。どうして指名指定と公募で10%を差えないといけないのか、その理由、ちょっと教えてください。（「ちょっと要綱を確認したいと思います」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 暫時休憩します。

午後3時49分休憩

午後3時53分再開

○議長（景山 浩君） では、会議を再開します。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。皆さんにお配りした資料の中の様式第1号と第2号、点数の評価書が出ていますけれども、様式第1号については公募の部分でございます。その中で、

下のほうで価格の評価点っていうのが20入っています。

一方で、様式第2号につきましては、その価格の評価点はありませんので、合計点数は80%、80点というふうになっています。公募するといいますか、指名指定の場合はやはり町内の方にこちらからお願いしてといいますか、そういった指名指定をしているところでございますし、公募に当たりましては企業さんでありますとか、そういった団体の営利企業といいますかね、お金を収受するような、大きなお金が動くような企業でございますので、その辺の価格についても評価をしているところでございます。その差ではないかと、その差であるというふうに思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それぞれの今回上がってきたものについては各担当課から聞き取りをして審査をすることになるんですけども、そもそも、町長、どうですか。先ほど言ったこの公募と指名指定では適とする基準が違うのを先ほど総務課長が説明されましたけれども、本来、町長が言っておられた指定管理の在り方を見直さないといけない。指定管理の原則は、町村、自治体がするよりも経済的に、経済効果性を考えたら自治体にとってメリットがあるというのが1つと、もう一つは、サービス等については、運営とか経営については民間サービスの導入ですね、そのことによってはるかに公共の建物が有意義に使えると、この2つで判断するということがあったんですよ。それ今も変わってないと思うんですよ。

ところが、だとすれば、採算性の取れないものを指定管理にすること自体が、管理の在り方として見直さないといけないと思うんですけども、町長が今言った見直していくということはそういうことだと感じていいわけですか。だとすれば、この今回の指名指定についていえば、採算取れるところではないんですよ。そこはやっぱり指定管理の在り方を変えていく必要があるのではないかっていう点について、どのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私の知識だとかからすれば、当時は指定管理しか方法がなかったという具合に認識しております。しかし、それから時代背景から動いていって、多様な公共施設の委託方式というのが散見できると思います。その中で、これまで同様に指定管理に固執する必要がある施設なのか、それとも、いや、そうではなくて、もっと幅広く公共施設の運営の仕方の在り方を検討する方法を取るべきなのか、そういったところが議論になっているといったことです。

真壁議員が今おっしゃったように、いわゆるサービスを追求して、民間の力を借りて、町民の

皆さんがその公共施設を使うのに利便性の向上や経済的な効率のよさが求められるものばかりではないという視点に立って考えれば、もう少し在り方や方法というのはあってもいいじゃないかと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） もしかしたらPFIとか様々な方法を考えてるのかなと思います。それは町長が言って、あくまで今、町でいえば分類している公募で、収益性のあるものでしか企業は動きませんからね。そういう意味でいえば、指名指定の在り方を考えて、再度町がすることも考えてやっていく必要があるのではないかと思います。どうかということと、もう一つは、公募は収益性のあるというんですけれども、収益性のあると言われている例えば介護保険ができて市場原理にのった特別養護老人ホーム、言ってみればこれ市場原理にのっているんですよ。そこは公募ではないんです、うちの町ね。指定管理なんですよ。そういうところを見れば、この指定管理の在り方を原点に戻って私は整理する必要があると思うんですけれど、先ほどの2点の指摘どうですか。指名指定の分についてはふさわしくないのではないかとということと、公募といっても収益性あるところも指名してしてるじゃないかっていうことについての答弁を聞いておきます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。行財政運営審議会等を通じながら、常にその在り方について検討いただいていますので、今後もその検討を見守りたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第71号、公の施設の指定管理者の指定について（上長田会館）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第72号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護予防拠点施設）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町高齢者自立訓練センター）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第74号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農産物直売所）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第75号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町東西町スポーツ広場）、質疑は……。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この今回の南部町東西町スポーツ広場は令和5年まで直営で、令和6年から指定管理をするという内容です。

そこで、町長にお聞きいたします。先ほど言った指定管理の在り方を見直す時期に来ているのではないか。このスポーツ広場はとても収益は考えられない。そういうことを考えたときに、例えばあっごどうか。新しい施設を指定管理する場合、先ほど言った町にとって経済効率性から見て指定管理に出すほうがメリットがあるということを検討したのか。

それと、もう一つは、2点目は、公共、いわゆる民間のサービス等、ノウハウを利用したほうが利用する人数が広がるということについて、直営でいく場合と指定管理とする場合を検討なさったのか、このことについてはどうですか。教育委員会に聞きますが、本来そういう原理じゃないかっていうことをこちらが聞いているんですよ。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。建設当初から今真壁議員のおっしゃったような検討を重ねながら、どこが効率的に運営する主体として望ましいのかといったことを検討した結果が、こういう東西町地域振興協議会ということになったという具合に認識しております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、町の公の施設の在り方は、その利用したり、それから周辺住民の要望があったりしたときの人たちと、運営方法も考えていくという立場に立っているということですか。

指定管理の在り方は先ほど言うように、法律でも決まっているように、経済効率性から見て町がやったほうがいいのか、それとも指定管理したほうがどれだけの利益、メリットあるのかということ明らかにしなければ指定管理する理由にならんとするんです。そういうこと聞いているんですよ。

2つ目には、町が直営でやるより振興協議会が運営したほうがたくさん利用が増えるだろうと。町全体の運動場でも地域の振興協議会のほうが全町的に見て増えるんだというふうに判断したというのは、したのかということと、その結果、どういうふうに判断してこうなったのかっていうこと聞いているんですよ。検討しなかったなら検討しなかったでいいです。していないですか。

（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 教育次長、岩田典弘君。

○教育次長（岩田 典弘君） 教育次長です。令和2年に教育委員会のほうに所管が移ってきまして、そのときにも2年度中に振興協議会さんと一度指定管理についてお話をさせていただきなから進めておったところなんですけども、その時期は待とうということではしばらく待ったんですけども、その後いろんな団体が使われたりするところもありますけども、利便性としましてはうちのほう、教育委員会に来られたりとかしたりする、手間がかかったりするんですけども、片や振興協議会さんのほうではいろんな住民さんがやはり使われてるっていう実際のところがありまして、町民さんですと無料などところがありますので、そこを東西町さんがうまく使えるように差配はさせていただいたことがございますので、そういった、実際お金を出して借りる方と町民さんが使われるというところを総合的に見て一番使い勝手がいいのが、振興協議会さんのほうに管理していただくのがいいというふうに考えて、今回、指定管理のほう上げさせていただきました。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、こういうのを見たときに、地域振興協議会の町の中で果たしてる役割の大きな一つが、町が建てた公の施設の指名指定を受けて管理しているんですよ。言ってみれば管理の下請ですよ。そこで何をなさってるかということ、事務員の方々が光熱水費とかその維持管理費をおのおの計算しているんですよ。そのことが今後、人口も減ってきて、職員もどうなるか分かりませんが、そのときに一括管理のほうの方がしやすいのではないかと、財政的にもそのほうが合理的ではないかということも課題に上ってこなければいけないのではないかなと思うんですよ。非常に細切れなこのやり方が、本当に財政効率性を考えた場合いいのかという点ですよ。

それと、地域振興協議会のそもそも在り方が、このような町の下請の在り方でいいのかという点についての検討もしなければいけないと思うんですが、どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。検討課題として常に公の施設は検討し続けてるんだということ先ほど申し上げました。その俎上の中で、公の施設の管理の在り方が指定管理なのかどうかっていったことは常に検討していきませんが、決して振興協議会が下請で管理運営をしてるというものではないと思ってます。先ほどもあったように、振興協議会が管理したほうが利便性が上がるといったものに対して指定管理をお願いし、そして受けていただいているように認識はしております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第76号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターいこい荘）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第77号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民野球場・南部町民運動場）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第78号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町営西伯カントリーパーク）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第79号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第6号）、質疑はありませんか。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。2点ほど質疑をさせていただきます。

まずは、統合保育所の整備事業です。いよいよ予算が計上されたなというところで、今回3、100万ですか、予算がついております。中の状況を見ると、用地測量の委託というところが入っていますけれど、例えば今回の町長、決断されるに当たってアンケート調査ありました。特に保護者の方のアンケートを重視されて、おおむね75.5%ということで町長もいよいよ決断をされたんだなというふうに、私はそれは評価したいというふうに思いますけれど、ただ、その中で反対意見の中に、通勤に不便で冬場凍結しやすい区間があるため、送迎に不安または道幅が狭い。それから、もう一点が土砂災害警戒区域に隣接しているので、不安というところが入っております。この今回の予算の中にそういったものを解決するようなものが含まれるのか、今後どういうふうに対応されるつもりなのか、その点の確認を取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、板井議員に御質問いただきましたように、アンケート調査の結果も踏まえながら、今回予算計上をお願いしたところでございます。

先ほど言われました2点、主要地方道溝口伯太線のあの一部の区間、ちょうど赤猪岩神社から消防署までの間に歩道が設置してありません。さらに、これまでも要望してきましたけれども、縦断勾配の悪さだとか、それから冬場の凍結の問題であったりとか、アンケートに答えていただいた住民の皆さんのおっしゃる点も十分に理解をしています。したがって、国、県、特に県

になると思いますけれども、県に対する改良の要望を強力に進めていこうという具合に担当課のほうと話し合っているとごさいます。

もう一点、土砂災害の問題については、安全性が一番だという具合にこれまで申してきましたので、再度、土地の形状に対する調査、水の流れに対する調査等も測量試験の中で調査をやりたいと、このように思っているとごさいます。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 保育園の問題は今、板井議員が言われたところは私も一番気になっちようところでして、こちらは雪が解けちよって凍結ないですけど、あそこの消防署から赤猪岩神社のこのカーブのここ、あっこは厳しいぞというのが私もたくさん聞いてます。その対応をきちっとできるかということをお願いしたいということと、もう一つ、今回、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金事業がありましたね。これは7万円出るやつですね。市町村が結構こればらつきがありまして、米子市等は今年中には払わんってというような話も聞いてますが、南部町はここに予算、12月補正に上がった限りでは、今年中にみんなお金欲しいんだわ、要は、できるかどうかだけ教えてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今おっしゃられたように、私も今年中に配りたいという思いは同様でございますが、担当課と協議している中で、システム改修等を考えれば1月の中旬までには配りたいと、これが限度にさせていただきたいという具合に聞いてるところです。とはいえ、できるだけ一刻も早く対応するように指示したとごさいますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） それで、その話が、米子市等はまだ予算も上げてないんだ。南部町は補正、この今回予算上がったんだ。ならば万難を排してでも、私のところにも電話が三、四件かかってきたんです、今年中に入るわなど。もうその7万円を予定されてる家庭が結構あるみたい。私も低所得者層の人を大事にしたいんです。何とか町長、これは万難を排してでも、これ無理なこともあるかもしれんけど、システム改修でそんな時間かかるもんかなと思うんですけども、ぜひとも総力挙げてでも、年末までお金もらうのと年明けてもらうとは全然違いますで。その点を何とかできませんか。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、泉潤哉君。

○福祉事務所長（泉 潤哉君） 福祉事務所長です。町民の方からもいろいろと問合せございま

す。今、町長も言っていましたとおりシステム改修もございますし、南部町、時期が悪くてベンダーの変更もございまして、そういったところもございまして、できる限りのところ、準備できるようにこちらのほうで頑張っておりますので、その辺は御理解いただければと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの細田議員の続きでいけば、先ほどの一律7万円の件ですね、うちにも電話がかかってきました。

町長、こういうのはやはり緊急にやりなさいということで来ているわけですよ。そういう点でいえば、担当の部署だけではなくって、町で支援する体制を取って急ぐ必要があるのではないかなと思うが、その点についてどうかという点です。

それと、保育園の件です。保育園の件ですが、先ほど町長は、今回、統合保育所の整備事業ということで3,110万出してきたんですね。統合保育園がいろいろ、いろんな中でここ何年か問題あって話しとったんですけども、こういうふうに実際的に検討委員会等のけて予算が上がってくるって初めてなんです。町長は今どうおっしゃったかということ、最終候補地を執行部側が決定したということ言ってるわけですね。最終候補地を町が決定したんですけども、それを総意として決定していくのかっていったら、もうこういう予算の出し方しかなかったのかっていうことを聞きたいんですよ。その点について、この出し方しかなかったのかという点についてです。

先ほど言った住民の声をどう聴いたのか。保護者では7割近くあったかもしれませんが、全体の数字から見れば、どの4項目も納得できない、あまりできないのほうが多く占めているわけですよ。全住民の声を聴いた場合、私は、今回、提案することが決して町民の感情や思いから見てもいいことではないというふうに思うのですが、その点どうなのか。

もう一点、町もちゅうちょしているのではないかなという点です。9月議会に議会運営委員会に出してきたときには約2億のお金が計上されていまして。この中には、今日提案されてくる内容プラス土地の取得費、それと設計費とその管理費ですね、それ2億あったんですよ。9月議会でそれを町長、私たちが議会で決めた後もしないできましたよね。12月議会の議会運営委員会では約1億のお金が出てきたわけですよ。中に何が入ってたかということ、約7,000万の建築設計費ですよ。今回、議会で見たら約3,000万ですよ。こんなに住民が声を上げて異論があるのに、当初、9月議会で全部やろうとしていたわけですよ、出して。今回、それを12月議会の当初も建築設計費を出そうと思って1億円等を議運に説明してきた。今回、3,000万

に減額させてきた。この背景は町長、何があるんですか。それを教えてください。

それと、3つ目、この分についてはとてもじゃないけれども、町の説明で見たら、これ何日付でしたっけ、全員協議会に出された資料を見たら、大前提として公私連携協定をまだ結んでいないにもかかわらず、民間が運営することになるんだといって、どうも買う土地は普通財産で購入するわけですか。普通財産を土地開発公社も経ずに買っていく根拠ってというのはどこにあるんですか。

4点目、これまでの資料の中では、伯耆の国にお願いしたいと町が言っていたんですけども、この土地の場所では駄目だと言っていた。にもかかわらずどういう理由で変わったかということの説明もなく、分かったことは、これまで民間が建てようとしていたのが、町が全額出して建てるということに変わった。これで言えば、私たちはいけないと思うんですけども、想定している相手と話ができているということではないですか。伯耆の国に自分たちが建てるからここでやってくれと言ったんですか。この点についてお答えください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 総括的にお答えさせていただきます。

今回、この議会、議案として出したものを縮小した理由ですが、設計費を除いたということが一番でございます。いわゆる今年度、測量設計、測量にまず入るということが重要な問題ですし、補正予算の中でとても3月中までに測量自体も終わらないという具合に思っています。繰り越ししながらでも測量の調査を続けるような状況の中で、今、設計額を議会に求めるということは少し尚早ではないかという考えから、設計額は今回は上げておりません。しかし、新年度、予算の中では設計を上げさせていただいて、概算設計がない限りにおいては、今後の土地に関する、農地法に関する転用申請等に問題が生ずるということがありますので、それがスムーズに進むように設計額を新年度に対してやりたいと、このように思っているところでございます。

それから、普通財産の取得ということを直接町ができるのかといったことですが、これはできるという具合に判断をしています。問題等がありましたら今後の展開をまた考えていきますけれども、現時点ではそのように思っています。

それから、伯耆の国との調整ですけど、これは前回の一般質問でありましたように、確約した文書はない中で、事前協議の範囲の中で伯耆の国とは協議を進めるというのは当然必要なことでございますので、そのような協議は進めているところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2回目ですね。もらっていないんですよね、答えが。いわゆる物

価高騰、7万円を支援するのに、町が担当課を支援しながらやったほうがいいのではないかと
いう点についても、次、お答えくださいね。

それと、保育園の件でいえば、住民の声をどう捉えているかっていうことですよ。保護者の
7割の声、分かりましたから、それでも出た数の中では1から4項目に対して住民の声のほうが
多かったわけですよ。それをどのように捉えて今回このような出し方になってきたのかという
点です。

それと、普通財産をできるのかっていうことなんですけれども、町長は議会をどう考えてるの
か知りませんが、今決めてるのは、最終的に決めてってというのは、執行部しか決めていない
んですよ、ここに建てたいということをね。今回、予算としてこの場所を確定して出したいん
だからと言ってくるのであれば、この地権者とどういう話ができているのかっていうことも議
会に出すべきですよ。もう決めてやってるんですからね。その地権者との話がどういうふうにな
っているのかっていう点ですね、内諾書ももらっている。この点でいえば、それを説明してほし
いっていうことですね。

それと、もう一つには、複雑な問題で、今度出す民間の伯耆の国とは事前協議をしたという
ので、もう聞きます。自分とこの町が建てるから、町が全部お金を出して建てますので、やって
くださいっていつ話したんですか、いつ。隠すことではありませんよね。いつ話したのか。伯
耆の国はあんだけ嫌だと言ってたのに、どうしてそれをいいと言ったのは、何を条件に出したの
か、そういうこと聞いているんですよ、特別扱いしたらいけないからね。そういうことにお答え
ください。予算出してるんだからその説明をしてくださいっていうことを言っています。

普通財産で買えるというんですが、その説明もしてくださいね。どうして議会の議決もないの
に、議会が議決せんかったらどうなるんですか。こういう進め方っていうのは、私は本来民主的
なやり方ではないと思うんですね。議会の議決がなかったら通らないことをなぜ今回定めてやっ
ているのか。それが……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、意見は発言でき……。

○議員（13番 真壁 容子君） 分かりました。

それができる根拠を教えてください。これが絶対できるという根拠ね。そうじゃないと議会が
この予算を認めるわけにいかないんですよ、どうかっていう点。

それと、もう一点、出てきましたこの中で、保育園の問題で公設民営の保育園の運営事業で、
伯耆の国に最低賃金の改定に併せてパート職員の時給のアップを行うと。これは私たちがいわゆる
パート職員の待遇改善って言ってる点から見たら当然やるべきことだと思うんですね。詳しい

ことは委員会で聞きますが……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、質疑だけお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。総額883万2,000円となっている、これを対象が2名だと言っている。10月から3月までの6か月間、880万、1人にしたら40万、1年間にしたら約80万の給料アップになるわけですよ。この説明をしてほしいんです。どういう理由でやってるか。

中には、それで具体的に大事なことは、時給を上げるといって、時給を幾ら上げたら1人当たりが半年間で40万上がって、1年間で80万上がるような内容になるのかっていうことを、この予算出してきましたから、その時給を幾らから幾らにするっていうの教えてください。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。たくさん御質問をいただいたところなんですけれども、まず、議会のほうに予算のほうの提案をさせていただきましたけれども、この保育園の事業を実施するためには当然予算が必要で、そのことについては議決をいただかないといけないので、その関係の予算を上げさせていただいたところなんです。

事業全体の仕組みとしては全員協議会のところでも資料でお示しさせていただきましたけれども、2園を統合してそれを私立の保育園としてやっていただくと。その相手先が伯耆の国だといふところの事業の全体の仕組みとして、場所のことについていろいろと御意見もありましたので、そここのところを保護者の方やなんかの意見を聞きながら、これで執行部としては前に進みたいといふことで出させて、今回提案をさせていただきましたところなんです。

それから、地権者のほうとはどうなのかという御質問でした。同意が得られているのかということでもございました。地権者のことにつきましては、この議会の中でも以前質問がありましたけれども、同意といふか内諾の文書を取ると。その文書はそもそも根拠というそういった……（発言する者あり）それはもう契約になるんじゃないかというような趣旨だったと思いますけれども、御質問をいただきまして、これは内容的には意向の確認だということ、地権者の方には出してもいいよという、保育園を建てる場合には出してもいいという同意書を頂いておりまして、その資料は全員協議会のほうにもお示しさせていただいてるというふうに思います。

それから、なぜ伯耆の国はやらないって言ってたものをやるというふうに言ったのかということなんですけれども、この時期は前回、資料にも出した3月とか4月、話ししてる中で何回か出てきておりますけれども、伯耆の国さんが場所のことについては、これは町が決めることだということとは以前から聞いておりました。ただ、伯耆の国としての考えが、意見はあるよという話は聞いて

ております。

そして、建物のことについて、場所につきまして、町が提案したC案ということでは伯耆の国としてのメリットが感じられないから、そこでは伯耆の国では建てることはできないというお話を伯耆の国からされました。そこで、もともと最初話をしてたところが、伯耆の国に保育園を建ててもらって運営をしていただくというところの前提の話をしておりましたけれども、町がその場合には、これは私どもの大きな失敗ですけれども、補助金の上限があって、それはかえって町の負担が増えるというような、そういったことが分かってきましたので、そのところを伯耆の国さんとも説明して、町が建てることができますよというところの話をさせていただいて、今の御提案させていただいた、全協のところでも御提案させていただいている、お示しした事業全体の仕組みというふうに変わってきたというところでございます。

私のほうからは、ちょっと経緯という感じになりましたけれども、以上でございます。（「答弁返ってきてない、返ってきてない。物価高騰と……」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） もう一つのこと。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 物価高騰につきましては、できるだけ早く対応できるように職員と話し合っているところです。マンパワーの問題ではなくて、これはあくまでもベンダーに対してシステムを変更するのに時間を要するというのが原因でございます。人海戦術でやればできるんですけれども、これをやってしまうと、次まだ子供たちに5万円の補助が出るだとか、国が今アナウンスしている内容に対応できなく、またそこで御迷惑かけるようなことになると思います。したがって、今回、このシステムをきちんとするということが、今後の多様な行政が住民の皆さんに国からの支援金を配布する上で重要ですので、しっかりとこの辺りのところはベンダーのほうにできるだけ早く対応してほしいということを申し上げたいと思っています。

それから、伯耆の国のパートの賃金については、処遇改善という意味合いを持ってやろうと考えています。今、県の最低賃金も動いてきておりますので、当然、指定管理現場の問題も非常に大きくなってきていると思いますので、それに応える予算でございます。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 時給等につきましては、委員会等でお示しできるように、そのときに担当課のほうから説明させていただきます。私のほうで時給が幾らなのかといったことはここで把握しておりません。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 保育園、もうただ聞きます。先ほどの公設民営保育園の運営事業、いろいろ言ってる、何回も同じこと聞いて分かりましたから、伯耆の国がこの条件でいいよと話してるから進んでるんでしょう。それはいつなんですかって聞いてるんですよ。私たちの手元の資料には、令和5年の4月の18日に覚書を締結できないか相談したら、損をしてまで民設民営にこだわる必要は法人にはないよと、建設運営について町の支援を明確にしてほしい、ここで終わってるんですよ。そこから資料が出ていません。その資料を求めたいと思うんです。それで、令和5年4月18日以降、どういう条件を出していいよと言ったのかっていうことを説明してくれて言ってるんですよ。何月何日に伯耆の国はいいよと、そう言わなければ予算出ないでしょう。それ出してほしい。

それと、公設民営の保育園の運営事業は、長年待遇改善を言ってきたんですよ。今回、最低賃金が30円上がったっていうのは本当に久しぶりな、今までなかったことですよ、鳥取県では。それを受けて伯耆の国が賃金アップしたのはいいことやと思うんですよ。だって今回の予算では九百何万使ってるんですね、23人に対して。だから、時間給を幾らだって言えなかったら時間給を幾ら上げたんですか。それなしに予算はできないでしょう。それがなぜ本会議で答えられないのか、それが分からんですよ。積算根拠を聞いてるだけです。それ答えなければ説明にならないじゃないですか。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、後のものについては個別具体的な質疑になりますので……

（「違います」と呼ぶ者あり）委員会でお聞きいただきたいと思います。（「議長、ちょっと待って。休憩してください、議長、議長」「休憩を求めます」「休憩です。議長、議長」と呼ぶ者あり）

進行します。（「議長、休憩を求めていますよ。せんといけませんよ」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後4時34分休憩

午後4時35分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） ここに予算で出ておりますので、トータルです。その数字っていうのはそれぞれの覚えてないですけども、それぞれの職種、調理員だとか保育士だとか、それから補助の方、事務の方というのがありますけども、それぞれに単価が幾らアップしてというのが違っ

てます。そこで今、ここの場でそれぞれが幾らっていう、それは積算の話ですので、委員会のほうで提示させていただきたいと思います。（「まだ残ってる、もう一つ。伯耆の国といつ話し合ったのですか」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） それについても、まだ公私連携協定を結んでるっていう段階ではございませんので、ただ、こういった方向で協議を進めていきたいという話はしております。その時点がいつだったかっていうのはちょっと調べて、またこれも委員会で回答させていただきます。（「委員会で出るんですね」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私もちよっとお聞きしたいんですけども、今日この定例議会が始まる前に町長は開会の挨拶で言われましたね。町の文書の中で、まだ決まってないのに統合したような、場所をそのようにしたということを書いたことについておわびしたいということをおっしゃいましたね。

私は、そこをもって聞くんですけども、今度、補正予算の事業別明細見ますと、24ページにこう書いてあるんですよ。提案の理由として、つくし保育園とさくら保育園を統合し、新たな場所に保育所を建設するための用地の取得、造成及び園舎の建築を行う、こう書いてあるんですね。おっしゃったことと違うんじゃないですか。まだ議決してないですよ、統合して1つにしてやるということ。またやられるんですか、決まってないこと。その点について私はちょっと理解できないんで、説明してください。最初、冒頭おっしゃったことが、それが正しくて、これは問題があると私は思うんですけども、どうなんですか。私、理解できないんですよ。答弁してください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。予算を持って保育園のこの場所の内容の認定いただくというのが、この議会でこれまでも続けてきた内容だろうと思っております。これまでも、すみれこども園の建設に当たってもそのような流れだったというふうに思います。したがって、今回の議案の中で予算を提案させていただき、その内容を説明し、議会の同意をいただきたいと、こういう願いを持っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ということは、町長、今おっしゃったことは、最初、挨拶の中で言われたことと、この説明書が別に矛盾はなかったということをおっしゃってるわけですか。私

は、非常におかしいと思いますよ、挨拶で言われたことでまた繰り返しじゃないですか。どうな
んですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） もう一度おわびをした内容を申し上げます。これは今回の広報の中にも
出ておりますので、読み上げさせていただきます。広報なんぶ9月号6ページに掲載した新しい
保育園の園舎建設予定地のお知らせについて、既に町議会の承認を得て建設地が決定したと誤解
を招く表現がありましたということですね。正しくは、執行部として建設場所の最終候補地を
選定し、町民の皆様はその建設予定地の結果をお示しする意図、これがうまく伝わらなかったと
いうおわびでございます。したがって、多くの皆さんが、またこの議会の中でもありましたけれ
ども、あたかも議会が承認したように取られる内容であったといったことに対して、その掲載内
容をおわびしたものでございます。あくまでも執行部として選考の結果、最終決定地が決まりま
したといったことをお伝えするところが、多くの皆様から議会が承認したという具合に伝わった
といったことをおわびしたというものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 幾ら言っても繰り返しになると思いますので、ここまでにしてお
きますが、もう一点聞きたいんです。町債の補正でありますね。保育所の整備事業のために合併
特例債、これを出すということで2,950万上がってますね。私が聞きたいのは、合併特例債、
これでもうゼロになったんですかと、起こすのがということが1つと、それでまず残ったとす
れば、次に何を残りのお金でやろうとしておられるのか、この2点お聞きします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。御質問の合併特例債の今回提案した残りではございま
す。約2億4,900万残るとい形になります。合併特例債については以上です。

○議長（景山 浩君） もう3回になりました。

回答がまだ返ってない部分がありますが、何をというところは。

総務課長、いいですか。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。今回使った残りは何に使うかということですがけれど
も、そこはうちのほうではまだほかの事業にも使えるというふうに思ってますので、そこはまだ
決めかねております。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第81号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第82号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第83号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第84号、令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第85号、令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第86号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） じゃあ、休憩します。

午後4時44分休憩

午後4時44分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

ここで一部訂正が入りますので。

病院事務部長、山口俊司君。

○病院事務部長（山口 俊司君） 病院事務部長でございます。補正予算の説明のところ、在宅生活支援事業の説明をさせてもらったところでございますけれども、一部修正させていただきます。

予定キャッシュ・フロー計算書の説明のときに、資金期末残高の額を間違えてお伝えしてしま

いました。病院事業会計のほうと重ねた額、同じ額を言ってしまいました。申し訳ございません。正しくは、予算書に書いてありますように4,949万円というところでございます。訂正させて、おわび申し上げます。

○議長（景山 浩君） それでは、質疑に戻ります。

議案第87号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第30 発議案第21号

○議長（景山 浩君） 日程第30、発議案第21号、ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての行動を日本政府に求める意見書を議題といたします。

提出者である議会運営委員会委員長、三嶋義文君から提出理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、三嶋義文君。

○議会運営委員会委員長（三嶋 義文君） 議会運営委員会委員長、三嶋でございます。お手元に発議案あると思います。朗読して説明に代えます。

.....

発議案第21号

ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての行動を日本政府に求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和5年12月8日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 三 嶋 義 文

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....

——別紙の案をこれも読ませていただきます。

.....

別紙

ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての行動を日本政府に求める意見書（案）

イスラエルによる大規模攻撃により、パレスチナ・ガザ地区の人道状況は、「子どもたちの墓場と化し、人々の生き地獄となっている」（ユニセフ）とも言われる深刻な危機に直面している。難民キャンプや医療施設、救急車の車列などへの無差別攻撃により、多数の民間人が犠牲となっ

ている事態はジェノサイド（大量虐殺）にほかならない。

10月7日のハマスによる無差別攻撃は国際人道法に違反する暴挙であるが、イスラエルが圧倒的な軍事力で行っている無差別攻撃も国際人道法に違反する暴挙であり、「自衛権」の名の下でも決して許されるものではない。

10月27日、121か国の賛成で採択された国連総会決議では、「敵対行為の停止につながる、即時、永続可能かつ持続的な人道的休戦を求めるとある。また、11月15日の国連安全保障理事会では、戦闘の「緊急かつ人道的な中断」を求める決議が反対なく採択された。

ガザの深刻な人道的危機の打開は一刻の猶予も許されず、各国政府及び国際機関には国連決議を順守した行動をとることが求められる。

よって、政府におかれては、下記の事項について取組むよう強く要請する。

記

1. イスラエルに対し、ガザ攻撃の即時中止を求めること。
2. イスラエルとパレスチナ双方に対し、即時停戦に向けた交渉実現のために行動すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月8日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣

.....

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第21号、ガザ攻撃中止と即時停戦に向けての行動を日本政府に求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、来週 11 日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後 4 時 50 分散会
